

北海道道州制特別区域計画の変更についての市町村意見に対する道の考え方

■ 道州制特区推進法第7条第5項の規定により準用する同条第3項の規定による市町村からの意見聴取結果

支庁名	市町村名	意 見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市	<p>【水道法に基づく権限の移譲について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道州制特別区域計画の変更（骨子）の趣旨に沿った北海道全体の水道の将来像（ビジョン）を具体的に示したうえで、目標達成に向けた北海道のリーダーシップと取組みを求めます。 ・ 平常時は勿論のこと、災害時においても迅速できめ細かな対応を可能とする北海道の体制整備に加え、各事業者間の広域的・相互的な連携強化の実現を望みます。 ・ 道内のみならず全国的な動向や事例を踏まえ、かつ専門的知見により、各事業者への指導・助言を求めます。 	<p>道では、安全で良質な水道水を将来にわたって供給していくため、北海道における水道普及、整備等に係る基本的な考え方を示した「北海道水道行政推進要綱」を策定し、広域的な水道整備、水道水源の保全、事業経営の安定のほか、災害時におけるライフラインの確保や水道事業者等相互の支援協力体制の整備などの施策を推進してきたところですが、道州制特区による権限移譲を契機として、道内水道事業者及び関係団体のご意見を伺いながら一層連携を強化するとともに、各事業者の技術確保のための指導・助言に努め、北海道の特性を踏まえた安全で信頼性の高い水道づくりを促進していきたいと考えています。</p>
合 計	1市	その他179市町村は「意見なし」	